

6.6 課程修了の認定

進捗状況報告

(1) 1, 2. 2008年3月には5名(本学法科大学院進学3名、本学大学院法学研究科進学2名)が早期卒業制度を利用して3年次卒業した。利用者は少数だが、制度は確実に定着している。
3. 2007年度卒業生にも該当者はなかった。ジョイント・ディグリー制度に関する説明は新入生オリエンテーションなどで行っているが、状況改善のためには、大学全体として説明の充実を検討すべきである。
(2) 新入生オリエンテーションや『履修心得』などで情報発信しているが、より効果的な方法を大学全体として検討すべきである。

学内第三者評価

早期卒業制度は、学生からも、社会からも、まだ十分な理解が得られていない状況下で、3年次卒業生が増加傾向にあることは評価できる。関西学院大学法科大学院や大学院法学研究科に進学する学生がほとんどであるが、現在の状況では一番現実的な3年次卒業制度の活用法であり、今後も、大学院進学者を中心に3年次卒業生を増やしていくことが大切である。早期卒業制度がジョイント・ディグリー制度などに生かされるよう、新入生オリエンテーションのときに説明会を行うなど、その努力が認められる。今後の進展を期待する。